

契 約 条 項

文京区長を甲とし、供給者、請負者又は受託者を乙として、表記金額で物品購入、印刷製本、委託、賃貸借、修繕、工事等を行うため、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、別紙の仕様書、図面又は内訳書(以下「仕様書等」という。)に基づき、表記の物品、印刷製本、委託業務、賃貸、修繕、工事等を、表記の金額をもって、表記の納期又は工期(以下「期限」という。)までに、表記の指定場所において納入又は履行(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

- 2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等品以上の品質のものを納入しなければならない。
- 3 乙は、印刷製本を請負う場合において、印刷物のために使用する材料のうち、乙が調達するものについて、仕様書等にその品質、銘柄等が明示されていないときは、中等以上の品質、銘柄等であるものを使用しなければならない。
- 4 乙は、この契約を履行する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

第2条 甲は、乙から納品書、確認書又は完了届の提出若しくは業務完了の届出があったときは、その日から起算して工事の場合は14日以内、その他の場合は10日以内に検査を行ふものとする。

2 甲は、前項の検査を行う場合において必要があるときは、乙に対し、その理由を通知して、甲が自ら又は第三者に委託して当該検査に係る物品又は印刷物を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。

3 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形し、又は消耗毀損した物品若しくは印刷物に係る損失は、全て乙の負担とする。

第3条 物品購入及び印刷製本の場合において、所有権は、前条第1項の検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとし、所有権が移転する前に生じた損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失又は天災事変その他避けることのできない非常災害による損害、この限りではない。

第4条 物品購入又は印刷製本の場合において、乙は、納入した物品又は印刷物に品質不良、変質、数量の不足その他のかしがあるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又は損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りではない。

第5条 工事の場合において、工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、木造の建物等の建設工事請負契約及び設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事等をいう。)請負契約の場合は1年とする。なお、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又は毀損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第6条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りではない。

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により期限までに業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に業務を完了する見込みのあるときは、乙から遅延違約金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から当該業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額(単価契約にあっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。)に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。

第9条 甲は、乙の業務が完了し、第2条第1項の検査に合格した後に、契約代金を支払うものとする。ただし、委託又は賃貸借の場合において、業務が長期にわたるときは、出来形部分に対し毎月又は別に定める期日に代金の一部を支払うことができる。

2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して工事の場合は40日、その他の場合は30日以内に代金を支払わなければならぬ。

4 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額(その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。)を遅延利息金として支払うものとする。

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解消することができる。

- (1) 乙が期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (5) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

- (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。
- (7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (8) 乙が次条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときの契約保証金は、甲に帰属するものとし、契約保証金の納付がないとき又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額又はこれに不足する額を甲に納付しなければならない。ただし、甲は、乙が前項第4号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、この規定を適用しないことができる。
- 3 第1項に規定する契約の解除は、第7条第1項の規定による遅延違約金の請求を妨げないものとする。
- 第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第8条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。
- 第13条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 第14条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴する。
- 第15条 税法の改正により消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日(以下「適用開始日」という。)以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。
- 第16条 この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。
- 2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

個人情報の保護に関する特記事項

- 第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。
- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報 文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年3月文京区条例第6号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。
- 第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めなければならない。
- 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。
- 第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。
- 第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。
- 4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。
- 第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。
- 第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
- 2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守せるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してもならない。
- 第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。
- 第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。
- 第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面により甲に報告しなければならない。
- 第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。
- 第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があつた場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

- 第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。
- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。
- 3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 甲である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号の暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。(この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者を含む。)
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む)又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、毅然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。